

平成30年第2回

# 伊根町議会定例会会議録

平成30年6月13日（第1号）

伊 根 町 議 会

# 平成30年 第2回 (定例会)

## 伊根町議会 会議録 (第1号)

招集年月日	平成30年 6月13日 水曜日						
招集場所	伊根町コミュニティセンター ほっと館 ふれあいホール						
開閉の日時 及び宣告者	開会	平成30年 6月13日 9時28分			議長	泉 敏夫	
	閉会	平成30年 6月13日 11時10分			議長	泉 敏夫	
応(不応)招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	1	和田 義清	○	6	大谷 功	○	
	2	藤原 正人	○	7	佐戸 仁志	○	
	3	濱野 茂樹	○	8	上辻 亨	○	
	4	松山 義宗	○	9	泉 敏夫	○	
5	山根 朝子	○	10				
地方自治法 第121条 の規定によ り説明のた め出席した 者の職氏名	職	氏名	出欠	職	氏名	出欠	出席 11名 欠席 0名
	町長	吉本 秀樹	○	保健福祉課長	須川 清広	○	
	副町長	小西 俊朗	○	地域整備課長	白須 剛	○	
	教育長	石野 渡	○	教育次長	梅崎 良	○	
	総務課長	鍵 良平	○	会計管理者	増井 和彦	○	
	企画観光課長	上山 富夫	○	代表監査委員	坂中 宗一郎	○	
住民生活課長	石野 靖	○			○		
職務のため 出席した者 の職氏名	議 会 事務局長	倉 正人	○	主 事	池野 早紀子	○	
会 議 録 署 名 議 員	1 番	和田 義清		5 番	山根 朝子		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

# 平成30年 第2回 伊根町議会定例会

## 議事日程 (第1号)

平成30年6月13日(水)

午前 9時28分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度一般会計第13回補正予算)
- 日程第 6 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて(伊根町町税条例等の一部改正)
- 日程第 7 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて(伊根町国民健康保険税条例の一部改正)
- 日程第 8 議案第36号 平成30年度伊根町一般会計第1回補正予算
- 日程第 9 議案第37号 伊根町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第38号 伊根町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第11 議案第40号 損害賠償の額の決定及び和解することについて

## 会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 議案第 33 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度一般会計第 13 回補正予算）
- 日程第 6 議案第 34 号 専決処分の承認を求めることについて（伊根町 町税条例等の一部改正）
- 日程第 7 議案第 35 号 専決処分の承認を求めることについて（伊根町 国民健康保険税条例の一部改正）
- 日程第 8 議案第 36 号 平成 30 年度伊根町一般会計第 1 回補正予算
- 日程第 9 議案第 37 号 伊根町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 38 号 伊根町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 40 号 損害賠償の額の決定及び和解することについて

## 会 議 の 経 過

平成30年6月13日(水)  
午 前 9時28分 開議

### ◎ 開会・開議の宣言

○議長(泉 敏夫君) それでは、おはようございます。

時間的にはちょっと2分ほど早いようでございますが、本日はご苦労さまでございます。

これより町長の招集の挨拶を求めます。吉本町長。

○町長(吉本秀樹君) 皆さん、おはようございます。

平成30年第2回伊根町議会定例会の招集に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

先週、気象庁から、6月6日に近畿地方も梅雨入りをしたという、そういう発表がされました。早いものでございますね。ことしも間もなく、この1年も折り返し地点が近づいてきたわけでございます。雨に煙るアジサイの花が風情を醸す、そんな季節になったわけでございます。

その梅雨入りを前に、先月に警察、消防、京都府等関係機関とともに防災パトロールを実施いたしました。その中で、伊根小学校の校舎横の斜面の防護ネットを点検しております。関係機関から頂戴したご意見では、その防護ネットはまだ十分に機能をするが、小さな崩れが内部にあるため、その土砂を取り除き、その箇所をネットを張り直すことが適切だろうという、そういうご指導をいただいたところでございます。機能不全になる前に小修繕を行うが大事でございます。よって、学童の安心と安全を、伊根小学校の安心と安全を確保するため直ちに補修すべく、今定例会に補正予算として提出をしております。

また、6月3日には、TANTANロングライドの開催に加え商船三井クルーズ船につぼん丸の寄港を受けました。3年ぶりでございます。私も振興局長、また中島府議さんらとともに訪船し、ご歓迎申し上げたところでございます。400名近い皆さんが舟屋を中心に天橋立等各地を散策されました。当町からも30名前後の皆さんが見学に乗船をされております。

ちなみに、来年はもう既に4月29日に寄港を予定されております。船内を見ますともうそのパンフレットが置いてあるんですね。来年は4月29日の予定だそうでございます。

さて、5月31日をもって出納閉鎖を行いました。一般会計でございますが、歳入総額が36億5,500万8,000円、歳出総額が33億4,260万9,000円、差し引き残額3億1,239万9,000円、そのうち翌年度へ繰り越すべき財源は1億3,444万6,000円、よって、実質収支額は1億7,795万3,000円となりました。

また、出納閉鎖時の主な基金残高につきましては、財政調整基金4億5,811万5,000円、減債基金10億1,248万4,000円、2つの基金の合計額は14億7,059万9,000円。前年度末比5億2,678万2,000円、26.3%減となっております。

このように、平成29年度は財政調整基金を大きく取り崩しております。要因は、災害という不測の事態に対し1億円余りを取り崩したこと、また定住化促進大原団地の建設、奨学金基金の造成。災害とこの2つの事業を基金の活用により行ったことによるものでございます。この2つの事業は、将来の伊根町にとって有意義な先行投資を行うことができたものと考えております。

今定例会にご提案申し上げますのは、専決処分の承認を求めるものが3件、平成30年度補正予算が1件、条例の改正が2件、その他2件でございます。本定例議会における議案等の内容につきましては提案理由によりご説明申し上げますので、何とぞ慎重審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。開会のご挨拶といたします。

○議長(泉 敏夫君) ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから平成30年第2回伊根町議会定例会を開催し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

### ◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（泉 敏夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、議長において

1番、和田義清君

5番、山根朝子君を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合は、次の号数の議席の議員にお願いします。

◎ 日程第2 会期の決定

○議長（泉 敏夫君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

去る6月6日の議会運営委員会で協議の結果、今期の定例会の会期は本日から6月22日までの10日間ということで決定いただきました。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日から6月22日までの10日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月22日までの10日間と決定しました。

◎ 日程第3 諸般の報告

○議長（泉 敏夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸会議等へ議員等の出席された状況は、公務報告のとおりであります。

監査委員から報告のあった例月出納検査結果については、事務局で保管しておりますので必要な方は閲覧ください。

次に、私のほうから会議等の報告をいたします。

5月28日に町村議会議長研修会が東京において行われ、概要は山梨学院研究科長江藤法学部教授による講演と、長崎県小値賀町、それから福岡県大刀洗町等の取り組みについて研修を受け、資料につきましては議会事務局で保管しておりますので、必要な方は閲覧ください。

その中で江藤先生が申されましたのは、特に気になったのが議員のなり手不足。これは全国だということですが、その中でもやっぱり議員のなり手が少ないということで、議員報酬を上げていったらどうということを法務省のほうに報告されておられます。あとの3町の講演につきましては、どの町におきましても議員報酬を上げたらどうだというのが出ておりましたし、議会改革、活性化、子供議会、青空座談会とかいろいろな面が出てきておりました。そういうことを勉強というのか、させていただいております。その中の資料につきましては事務局にありますので、また閲覧いただきたいというように思います。

次に、和田副議長から宮津与謝環境組合議会臨時会について報告いただきます。1番、和田義清君。

○1番（和田義清君） それでは、私のほうから宮津与謝環境組合の出席のご報告をいたします。

去る5月23日午後1時半より、岩滝町の与謝野庁舎におきまして組合議会が開かれました。主な議題に関しましては、先般行われました与謝野町の町議会選挙により与謝野町議会からの組合選出議員が変更となったため、新たな議席番号の指定と副議長の選挙をいたしました。

なお、副議長に関しましては、与謝野町の和田議員が選出されました。

その他の案件としまして、議題としましては、組合の任期つき職員採用に関する条例を制定した専決処分の承認を全会一致でいたしました。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 次に、上辻委員長から宮津与謝消防組合議会臨時会及び総務委員会について報告いただきます。8番、上辻亨君。

○8番（上辻 亨君） それでは、宮津与謝消防組合議会の報告をいたします。

5月23日、第2回宮津与謝消防組合議会臨時会が招集され、副議長の選挙、監査委員の選任について、災害対応特殊化学消防ポンプ自動車の取得について審議いたしました。審議の結果、全員協議会により副議長に家城功議員が、監査委員に宮崎有平議員が指名推選されました。

また、災害対応特殊化学消防ポンプ自動車の取得について審議し、全員一致で可決され閉会いたしました。

次に、総務委員会報告をいたします。

3月6日、複式学級についてを議題に委員会を開催いたしました。結果、伊根小学校と本庄小学校の両校の保護者の方に複式学級についての意見を聞きたいということになり、4月22日に本庄小学校へ行き、保護者の方に意見を聞きました。また、4月28日に伊根小学校の保護者の方の意見を聞きに行っていました。

以上で報告を終わります。

○議長（泉 敏夫君） 最後に、松山委員長から産業建設委員会について報告をいただきます。4番、松山義宗君。

○4番（松山義宗君） 産業建設委員会報告を行います。

森林組合の林業振興の現状をヒアリングし、去る3月6日、委員会において森林環境税についての意見交換を行いました。今後は森林環境税の活用について議論を深めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（泉 敏夫君） 何かご質問等ございますか。ないようでありますので、以上で諸般の報告を終わります。

#### ◎ 日程第4 行政報告

○議長（泉 敏夫君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。平成29年度伊根町国民健康保険特別会計予備費充用について及び統一的な基準による財務書類について並びに地方自治法施行令第146条第2項の規定により平成29年度伊根町一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告をお願いいたします。石野課長。

○住民生活課長（石野 靖君） それでは、予備費充用について報告いたします。

平成29年度予算の国民健康保険特別会計事業勘定ですが、前期高齢者納付金支払いに当たり不足が生じたので、1,000円充用しました。

また、収入のあった特別調整交付金を本庄診療所勘定へ繰り出すに当たり不足が生じたので、55万4,000円充用しました。

以上、簡単ではありますが予備費充用の報告とさせていただきます。

○議長（泉 敏夫君） 引き続き、鍵課長、お願いします。

○総務課長（鍵 良平君） それでは、私のほうからは統一的な基準による財務書類についてご説明を申し上げます。

お手元にお配りしております、概要版と記されております統一的な基準による財務書類をご参照いただきながら説明をさせていただきます。

それでは、まず、配付いたしております資料の1ページをごらんください。順次、内容に従ってご説明を申し上げます。少し長い説明となりますのでお許しください。

地方公共団体の予算・決算は、従来から単年度主義、あるいは現金主義により管理されてきております。財政健全化法の中心的な指標が資金不足に係る比率であるのは、地方公共団体の財政状況を判断するには資金不足の状況を見きわめることが適切である、このような観点によるものでございます。現金主義で実際適切に管理されており、かつ町債残高が抑制的に管理されている状況であれば会計制度として問題ないことは、これまでの法整備の点からも明らかであると思われま

一方、10年ほど前から、現金収支のみでは把握できないストック情報、コスト情報をわかりやすくするために複式簿記、発生主義による会計制度の導入が進められてまいりました。ただ、そのための会計基準が統一されおらず複数モデルが並立するという状態であったために、実際に財務書類が作成・公表されているところがあるものの、実際そこで使われておりますモデルが異なるためにそれらの団体間で比較できないという問題がございました。それらが原因となって、なかなか導入が進まないという状況でもございました。このため、平成22年9月に総務省で研究会が設置

され、さまざまな検討を経て基準が設けられ、マニュアルが整備されました。

平成27年1月に「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」が総務大臣によって各地方公共団体に通知され、全ての地方公共団体はこの基準による財務書類の作成が要請されました。具体的には、この基準による財務書類を平成29年度までに作成し公表するというものでございます。本町でも、この要請に従って平成27年度の年度末の公有財産の状態を示す固定資産台帳の整備を行い、続いて平成27年度末の貸借対照表の作成、平成28年度の財務諸表の作成と順次行ってきたところでございます。

この統一的な基準による地方公会計の意義でございますが、1ページの下段をごらんいただきますと、四角囲みで地方公会計の意義として記されております。基本的には、現在までの現金主義による会計を補完するものとして導入されたものであること、今後は従来の現金主義会計と並行して発生主義会計による管理が行われるものであることが図示されてございます。会計の補完関係が、図中で矢印で図示されております。したがって、従来からの会計基準と置きかわるものではないということがこのあたりからもわかっているかと思えます。

民間企業で使用されております会計基準に近い形で表示されるということで、公会計になじみのない方にも把握しやすくなると言われてきましたことから、以前には全てが置きかわるようなイメージであったとも伝えられておりましたが、ご覧いただきますとおり、あくまで補完と位置づけられてございます。

財務状態を決算から診断する場合、現金主義会計で健全な状態とは実際支払いに困らないというものであって、また、発生主義会計で健全という状態は償還能力があるということだとされております。つまり、民間企業では、償還能力があれば信用供与を受けられるので資金繰りに困りません。したがって、発生主義会計で健全であれば現金主義会計の健全性はおのずとついてくるので、発生主義会計を中心に考えればよいということになります。

また一方で、地方公共団体は地方財政法第5条で建設公債主義が規定されております。同法第5条の2によって償還期間の制限が設けられておりますことから、貸借対照表を作成しますと制度的に資金超過になるように規制されております。このことは、発生主義会計では健全である一方で、借入りが制限されておることから資金繰りが宿命的に厳しくなる。したがって、これまで地方公共団体は現金主義の健全性が求められてきたというものでございます。このことから、発生主義会計による地方公会計はあくまで財政情報の開示の充実の一環として行われ、現金主義会計の決算を補完するものと位置づけられております。

続いて、2ページをご覧ください。

統一的な基準によって作成する財務書類ですが、ここに示されておりますとおり4種類作成いたします。貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書のこの4つでございます。

これら財務書類の相互関係についても、下段で図示してあります。

続いて、3ページをお願いいたします。

本町で作成する財務書類に含まれる会計の種類など、そういったものを分類した図表が2種類ございまして、上段はその概念でございまして、下段はそれらの書類に含まれる具体的な会計名を記載してございます。財務書類は、さきに申し上げた4種類のものを3通り作成することになるわけでございます。一般会計等財務書類、全体財務書類、連結財務書類でございます。

下段の図をごらんいただきますと、一般会計等には一般会計と特別会計の中の訪問看護事業が含まれることとなります。全体財務書類には、一般会計等に加え、残りの全ての特別会計が含まれております。連結財務書類は、関連のある特別地方公共団体等を含めて一つの行政サービス実施主体として捉えたもので、関連のある一部事務組合、広域連合、第三セクターが含まれております。

続いて、4ページからは具体の財務書類でございます。

4ページは一般会計等の貸借対照表でございます。資産と負債の状況を示す表でございます。

その表の左右に、それぞれの中に含まれておりますものの主な内容が示されております。貸借対照表の資産側ですと土地、建物ですとか、負債側ですと地方債、退職手当引当金等、純資産の中には過去に拠出された税金や国・県等からの補助金というような内容でございます。



続く5ページにつきましては、貸借対照表に関する分析指標が示されてございます。

続いて、6ページをご覧ください。

6ページは一般会計等の行政コスト計算書で、下段の説明書きをご覧くださいますと、説明書きの3行目に減価償却費に触れた記載がございまして、これが決算書にあらわれない、過去の建設事業に対するコストというものでございまして。

7ページをお願いいたします。7ページは、一般会計等純資産変動計算書です。

下段の説明書きの最後のほうの2行をごらんいただきますと、図表中の本年度末残高186億円に占める固定資産形成分と不足分の関係が記載されております。不足分は町債残高とほぼ一致しており、また、記述内容にもその旨が記載されております。しかし、この町債残高に対しては、いわゆる交付税算入されるものなどはこの時点では反映されておられませんので、記載にありますように住民負担ということに関しては必ずしも一致しているとは言えないかと思いますが、ここに書いてあります分析は統一的基準による見解でございまして、地方財政の財源保障制度などが反映されておられませんので、示される数値に対する評価としてはこのような表現になるというものでございまして。

8ページをお願いいたします。

8ページは、一般会計等資金収支計算書です。行政サービスに関する収支、公共施設等の投資に関する収支、資金調達に関する収支と区分され、それぞれのキャッシュフローを示し、合計したものでございまして。

次ページ以降には全体財務書類、さらにその次に連結財務書類と続きます。表示される内容につきましては同様の性質でございまして省略させていただきますので、それぞれの財務書類において欄外に特徴的内容が記載されておりますので、後ほどご覧くださいますようお願いいたします。

これまでの各表の説明書きに含まれてございまして、この財務書類は平成28年度のものでございまして。この単年度の本町の財務書類だけを見て分析するという性質のものではございまして。ご承知のとおり、今まで従来型の会計基準で決算統計分析を行ってきておりますが、その決算統計分析を用いまして団体間比較、あるいは本町での経年比較を行って自団体の状況を判断しております。この新基準による財務書類も同様に、複数年経過後に変化や傾向、団体間比較による自団体の位置づけなどを行う必要があるかと思われまして。また、今後検討が進められ、比較ポイントなどが示されることもあろうかと存じまして。

また、ただいま説明に用いさせていただきました、お手元にお配りしておりますものは概要版となっておりますが、それぞれの項目を詳しく示した詳細版も作成し、現在ホームページで公表しておりますので、ご覧くださいますようお願い申し上げます。

財務書類については以上でございまして。

続きまして、繰越明許費繰越計算書のほうの説明をさせていただきますと、去る3月の予算の中でご可決を賜りました繰越明許費の中で、各事業費ごとに繰り越しを行いましたものの結果を記した表をお配りしてございまして。内容のとおりでございまして、ご覧くださいますようお願いいたします。ご確認をお願いいたします。

行政報告は以上でございまして。

**○議長（泉 敏夫君）** ただいまの行政報告について質疑はありますか。質疑がないようでありますので、これで行政報告を終わります。

#### ◎ 日程第5 議案第33号

**○議長（泉 敏夫君）** 日程第5、議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度伊根町一般会計第13回補正予算）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

**○町長（吉本秀樹君）** 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度伊根町一般会計第13回補正予算）でございまして。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に変更はございませんが、特別交付税の決定や災害復旧事業補助金の増額通知を受けたことなどにより、歳入予算の各款で増減を行うものでございまして。

2ページ、3ページをご覧ください。歳入でございます。

2款地方譲与税から11款交通安全対策特別交付金までについては、京都府から通知のあった額に補正をするものでございます。

12款分担金及び負担金 1項分担金1,599万8,000円の減額は、農地農業用施設災害復旧費の受益者分担金の減額でございます。

15款府支出金 2項府補助金1,049万4,000円の増額は、農地農業用施設災害復旧費で激甚災害による補助金の増額決定を受けたことによるものなどでございます。

18款繰入金 2項基金繰入金4,603万9,000円の減額は、特別交付税の決定などにより一般財源分の基金取り崩しを減額するものでございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。

21款1項町債3,530万円の減額は、災害復旧事業債の減額などによるものでございます。

6ページ、7ページをお願いいたします。第2表地方債の補正でございます。

変更が3件で、町道改良事業は420万円の増額、災害復旧事業関係で2件の減額でございます。補助率がかさ上げされた部分で町債の減額を行ったものでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（泉 敏夫君） 鍵課長。

○総務課長（鍵 良平君） 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度伊根町一般会計第13回補正予算）について説明（担当課長説明記載省略）

○議長（泉 敏夫君） これから質疑を行います。質疑ございませんか。質疑がないようですが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度伊根町一般会計第13回補正予算）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本件は承認することに決定いたしました。

#### ◎ 日程第6 議案第34号

○議長（泉 敏夫君） 日程第6、議案第34号専決処分の承認を求めることについて（伊根町町税条例等の一部改正）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（伊根町町税条例等の一部改正）でございます。

地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布、4月1日に施行されたことに伴い、直ちに所要の改正を行ったものでございます。

給与所得控除、公的年金等控除の制度が見直しに伴うものなどでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（泉 敏夫君） 石野課長。

○住民生活課長（石野 靖君） 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（伊根町町税条例等の一部改正）について説明（担当課長説明記載省略）

○議長（泉 敏夫君） これから質疑を行います。質疑はございませんか。質疑がないようですが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(泉 敏夫君) 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(泉 敏夫君) 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第34号 専決処分の承認を求めることについて(伊根町町税条例等の一部改正)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本件は承認することに決定いたしました。

#### ◎ 日程第7 議案第35号

○議長(泉 敏夫君) 日程第7、議案第35号 専決処分の承認を求めることについて(伊根町国民健康保険税条例の一部改正)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長(吉本秀樹君) 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて(伊根町国民健康保険税条例の一部改正)でございます。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が本年3月31日に公布、4月1日に施行されたことに伴い、直ちに所要の改正を行ったものでございます。

国民健康保険税の算定に係る課税限度額、低所得者の軽減判定所得の見直しを行うものでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(泉 敏夫君) 石野課長。

○住民生活課長(石野 靖君) 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて(伊根町国民健康保険税条例の一部改正)について説明(担当課長説明記載省略)

○議長(泉 敏夫君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑がないようですが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(泉 敏夫君) 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(泉 敏夫君) 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第35号 専決処分の承認を求めることについて(伊根町国民健康保険税条例の一部改正)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本件は承認することに決定いたしました。

#### ◎ 日程第8 議案第36号

○議長(泉 敏夫君) 日程第8、議案第36号 平成30年度伊根町一般会計第1回補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長(吉本秀樹君) 議案第36号 平成30年度伊根町一般会計第1回補正予算でございます。補正予算書1ページをご覧ください。

歳入歳出予算総額にそれぞれ4,314万8,000円を追加し、28億2,814万8,000円とするものでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。歳入です。

12款分担金及び負担金 1項分担金25万9,000円の増額です。平成29年発生災害の今年度施行分の通知があったことから、受益者分担金を計上するものでございます。

14款国庫支出金 2項国庫補助金2,047万2,000円の減額です。社会資本整備総合交付金事業の変更によるものでございます。

15款府支出金 2項府補助金2,216万円の増額です。平成29年発生災害復旧事業の今年度施行分の通知を受けたことによる計上でございます。

18款繰入金 2項基金繰入金50万1,000円の増額。

20款諸収入 4項雑入2,300万円の増額。町有建物に対する災害共済金の計上でございます。

21款1項町債1,770万円の増額です。小学校空調設備等改修に係る事業費の財源を増額するほか、町道亀島本庄浜線改良工事の減額に伴うものなどでございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。歳出でございます。

2款総務費 1項総務管理費182万3,000円の増額です。庁舎駐車場の植栽部分を駐車スペースに改修するほか、防災行政無線管理費、自治会施設整備補助金（六万部集会所、野室公民館）などでございます。その計上でございます。

6款農林水産業費 3項水産業費34万円の増額で、漁港管理費でございます。

7款1項商工費419万5,000円の増額は、開業支援事業補助金の増額と地域おこし協力隊1名の増員に係る経費でございます。

8款土木費、2項道路橋梁費2,900万円の減額は、町道亀島本庄浜線のり面防災事業の減額と橋梁修繕の詳細設計を追加するものなどでございます。

9款1項消費費2,650万円の増額は、防災倉庫の修繕経費などを計上しております。

10款教育費 2款小学校費2,563万9,000円の増額は、伊根小学校の校舎横斜面の崩落箇所の防護網の維持補修工事を行うほか、空調設備等改修工事の増額などを計上しております。

11款災害復旧費 1項農林水産施設災害復旧費1,365万1,000円の増額は、平成29年発生災害復旧費の本年度施行分を計上するものでございます。

6ページ、7ページをご覧ください。第2表地方債の補正でございます。

追加2件は、当初予算で計上できていない災害復旧事業を計上したことで町債の限度額を定めるものでございます。

変更3件は、歳出で説明いたしましたとおり、町道事業の増減と小学校の空調設備等改修工事に伴うものでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（泉 敏夫君） 鍵課長。

○総務課長（鍵 良平君） 議案第36号 平成30年度伊根町一般会計第1回補正予算について説明（各担当課長説明記載省略）

○議長（泉 敏夫君） これから質疑を行います。4番、松山義宗君。

○4番（松山義宗君） 14、15ページなんですけど、防災無線の入りが悪いところに対して共聴アンテナを設置するということなんですけれども、これというのは何か、何戸以上であればそういうことができるかという規定があるんでしょうか。また、集落内で入りが悪ければ同じようなことをしていただけるのかということをお教えください。

○議長（泉 敏夫君） 上山課長。

○企画観光課長（上山富夫君） 今まで伊根町内で防災無線について、戸別受信機を直接単体で受け入れるところが圧倒的に多うございます。それで、アンテナを立てる箇所のほうが圧倒的に少ないんですけれども、今まで集合アンテナをつけるという場所が想定できておりませんでしたので、何戸以上でこの集合アンテナにするというような考え方はしておりませんでした。今回は空配管も事前に用意が、予備の空配管もありましたのでそれを活用しての集合アンテナということにさせていただいたところです。今後は、こうした効率的な設置ができる場所については、アンテナの必要な場所においてはこうした検討もなるべく早い段階でしておく必要があるのかなというふうに考え

ておりますが、今まではこうした集合アンテナで、何戸以上で実施できるというような基準は設けてはございませんでした。

○議長（泉 敏夫君） 4番、松山義宗君。

○4番（松山義宗君） いや、そうすると、集落内で入らないということになると、それをつくっていただけるかどうかということと、今後その規程をつくろうとされるんですか。

○議長（泉 敏夫君） 上山課長。

○企画観光課長（上山富夫君） これにつきましては予算、経費、個々にアンテナを立てたほうが経費が安いのか集合で立てたほうが安いのかという部分もあるかと思っておりますので、今後アンテナを設置の地域について、今後アンテナを必要とする場合については十分に、アンテナの更新が必要な場合には十分にそのあたりの経費、予算を勘案して検討を進めていきたいと考えております。

○議長（泉 敏夫君） ほかにご質疑ございませんか。3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 2点教えていただきたいんですけども。まず1点目が15ページの庁舎管理費で、植栽の撤去とフェンスの修繕ということで、これ理由が除雪により破損したという説明をいただいたと思います。この除雪についてはオペレーター含めて業者に委託されているのかどうか、そのあたりを聞かせていただきたいのと、あと17ページのエアコンの設置でございますけれども、苦言は呈しませんが、1学期中にできるという説明を議会ではされておりました。それについての説明が今回なかったの、それについて説明を求めたいと思っております。

○議長（泉 敏夫君） 増井管理者。

○会計管理者（増井和彦君） ただいまの濱野議員の質問に対してお答えをさせていただきます。除雪につきましては、業者のほうに委託をさせていただいております。

以上です。

○議長（泉 敏夫君） 梅崎次長。

○教育次長（梅崎 良君） 小学校の空調機器の工事期間ですけども、完成時期ですけども、8月いっぱいということで進めたいというふうに思っております。

○議長（泉 敏夫君） 3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 夏休み中に完成いただけるということで、2学期から使えるということで、ありがとうございます。

業者に委託されて業者が破損されて、それに対する補償みたいなものはないのでしょうか。

○議長（泉 敏夫君） 増井管理者。

○会計管理者（増井和彦君） これまでから請負業者、作業員が故意に破損したものでないため、町道の除雪業務等の事故処理例に倣いまして、当町の負担によりまして今回の修繕工事を行いたいというふうに考えております。

○議長（泉 敏夫君） 3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 町道に車をとめていて車に除雪車が当たった場合とか、そういった場合も補償はされないという理解でよろしいんですか、今の説明でいうと。

○議長（泉 敏夫君） 白須課長。

○地域整備課長（白須 剛君） ただいまの濱野議員の町道の場合は町のほうで補償すべき事案かなと思いますが、その駐車状況にもよります。明らかに通行を阻害するような状況で、雪で見えなかったとかそういう場合であれば、そのあたりはちょっとまた示談とか交渉関係、保険会社との関係で負担割合も変わってくるかと思っております。

○議長（泉 敏夫君） 3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 町のガードレールとかありますよね。それが破損した場合、フェンスと同じだと思うんですけども、その場合はどうなるんですか。

○議長（泉 敏夫君） 白須課長。

○地域整備課長（白須 剛君） 町道の場合、普通に除雪を行って、会計管理者の場合は故意とかいう話でしたが、通常の業務で押して、ガードレールを押したわけではなく雪を押してその重みでゆがんだりする場合があります。これについては、もう道路管理者のほうで修繕を行っております。じかにごんとぶつけてガードレールを壊した場合は業者にお問い合わせということもあります。

○議長（泉 敏夫君） ほかに質疑はございませんか。4番、松山義宗君。

○4番（松山義宗君） 14、15の地域おこし協力隊についてちょっと伺いたいですけれども、特交という話でしたけれども、ここは多分企画観光のほうで所管というか管理をされるのかと思うんですけれども、こういった仕事の内容で、実際にどなたがどんなふうに見られるんですかね。管理されるというか。わかりますか、言っていること。1人は観光協会ということなんですけれども、もう一人の方はどうされるのかというのもちょっとあわせて。

○議長（泉 敏夫君） 上山課長。

○企画観光課長（上山富夫君） 今年度4月から1名観光協会派遣ということで、これについては当初の予算も1名は観光協会派遣ということで当初から予算編成をしております。それで、先ほど申し上げましたとおり今回3名応募がありまして、2名面接したところ大変すばらしい人物だというふうに面接の結果判断がされましたので、その2名、あとのもう1名についても今までと、4月からと同様に、観光協会のほうに派遣をしたいというふうに考えております。実際には観光協会の業務、多種の業務がございますので、それについては観光協会のほうでしっかりと、吉田事務局長のもとで勤務していただくということで協議調整はさせていただいているところでございます。

○議長（泉 敏夫君） 1番、和田義清君。

○1番（和田義清君） すみません。ちょっと関連で2点ほどお聞きしたいんですけれども、先ほど、まず小学校の空調なんですけれども、既にストーブとかはついておるので今回の空調というのはエアコンのみかどうかというのが1点と、今の観光協会の面接の基準なんですけれども、派遣の分の。採られる基準として、英語とか何か外国語がしゃべれるとかいう基準も考慮して採られたのかどうかというのをお聞きします。

○議長（泉 敏夫君） 梅崎次長。

○教育次長（梅崎 良君） ただいまの和田議員さんのご質問は、冬場にはストーブは使用しないかというようなことでしょうか。

○議長（泉 敏夫君） 1番、和田義清君。

○1番（和田義清君） 冷暖房。

○教育次長（梅崎 良君） 冷暖房を設置いたします。冷暖房の機器を設置いたします。そして、暖房につきましては3月の議会でもちょっとご質問をいただきました。併用というふうな形を考慮しておりますが、ストーブを設置するまでに寒い時期、例えば11月の下旬からとか12月の上旬につきましては、そのエアコンを使っていれば寒さはしのげるのかなというふうなことであります。ただ、冬に入りますとストーブを使用し、時には併用というふうなこともさせていただくというふうなことは考えております。

○議長（泉 敏夫君） 上山課長。

○企画観光課長（上山富夫君） 地域おこし協力隊の面接の基準というところで、特に外国語について基準を重視しておるのかというご質問だったのかなというふうに思いますが、面接については総合的に判断をしてということで面接をいただいておりますが、4月からの職員についてはその外国語を重視ということではないんですけれども、今回、7月から予定しております地域おこし協力隊については2カ国語ができるということで、大変そのあたりについても力強い人材かなというふうに考えております。日本語を入れたらもちろん3カ国語ということでございます。失礼いたしました。

○議長（泉 敏夫君） ほかにご質疑ございませんか。質疑がないようではありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号 平成30年度伊根町一般会計第1回補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。再開を11時といたします。

休憩 10時52分

再開 11時01分

○議長（泉 敏夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第9 議案第37号

○議長（泉 敏夫君） 日程第9、議案第37号 伊根町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第37号 伊根町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正についてでございます。

学校教育法の一部改正によって、大学院相当の教育課程を持つと認められる教育施設を規定する箇所のずれが生じるため改正するものでございます。

担当課長からの細部説明については省略させていただきますが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（泉 敏夫君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑がないようではありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第37号 伊根町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第10 議案第38号

○議長（泉 敏夫君） 日程第10、議案第38号 伊根町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第38号 伊根町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。町民税の決定に伴い、賦課目標額に必要な乗率算定を行い、所要の改定を行うものなどございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（泉 敏夫君） 石野課長。

○住民生活課長（石野 靖君） 議案第38号 伊根町国民健康保険税条例の一部改正について説明（担当課長説明記載省略）

○議長（泉 敏夫君） これから質疑を行います。質疑はございませんか。質疑がないようではありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第38号 伊根町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第11 議案第40号

○議長（泉 敏夫君） 日程第11、議案第40号 損害賠償の額の決定及び和解することについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第40号 損害賠償の額の決定及び和解することについてでございます。

損害賠償の額を確定し、相手方と和解をもって解決するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求めますのでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（泉 敏夫君） 白須課長。

○地域整備課長（白須 剛君） 議案第40号 損害賠償の額の決定及び和解することについて説明（担当課長説明記載省略）

○議長（泉 敏夫君） これから質疑を行います。質疑ございませんか。質疑がないようですが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第40号 損害賠償の額の決定及び和解することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 散 会

○議長（泉 敏夫君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

6月22日金曜日は午前9時30分より開会し、冒頭に一般質問から行いますのでよろしくお願い致します。

散会 11時10分